

減災対策協議会の経緯と 木津川上流部の取組方針について

「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組み ～木津川上流域の減災対策協議会の設立～

— 木津川上流河川事務所 —

平成27年9月の関東・東北豪雨、平成26年8月の広島土砂災害を受けて、社会全体で大規模な水害・土砂災害に備える「水防災意識社会」の再構築を目指し、**市町村、府県、ダム管理者、河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に実施**することを目的とした「**木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会**」を設立しました。

概要

対象河川：淀川水系木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川、青蓮寺川

【日時】：平成28年6月1日（水）15:00～16:00

【場所】：名張市役所 1階 大会議室

木津川上流河川事務所長



【構成メンバー】

名張市長（会長）、伊賀市長（副会長）、津市長、曾爾村長、山添村長、宇陀市長、御杖村長、笠置町長、南山城村長、三重県（伊賀建設事務所長、津建設事務所長）、奈良県（奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長）、京都府（山城南土木事務所長）、木津川ダム総合管理所長、津地方気象台長、木津川上流河川事務所長

【構成員の方の主な発言】

- 自治体の最大の使命は住民の生命・財産を守り、安全・安心を確保することである。水害・土砂災害への対応は大きなテーマとなっている。
- 昨今のゲリラ豪雨は何か起こるか分からない。スピード感を持って減災に努めなければならぬ。
- 紀伊半島災害や伊勢湾台風時にみられたような水害（流木による河道閉塞）を防ぐには、流木対策が重要と考えている。
- 紀伊半島災害ではTEC-FORCEが派遣され、二次災害を防ぐとともに、早期の復旧復興につながった。今後は、自治体の訓練にもTEC-FORCEをとりいれてはどうかと考えている。
- どこで大災害が発生してもおかしくない状況になってきている。
- 平成25年の洪水時は、浸水被害や主要道路の寸断により、市民生活に大きな影響を与えた。
- 河川改修事業の早期完了を改めてお願いしたい。
- 土砂災害警戒区域等の周知、避難経路等のマップ作成、一次避難所等の看板設置や防災訓練の実施等を考えている。
- 防災上の観点からの確かな情報を得るため、きめ細かい予報区で日常的に気象情報を提供頂くことをお願いしたい。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所調査課
〒518-0723 三重県名張市木屋町812-1

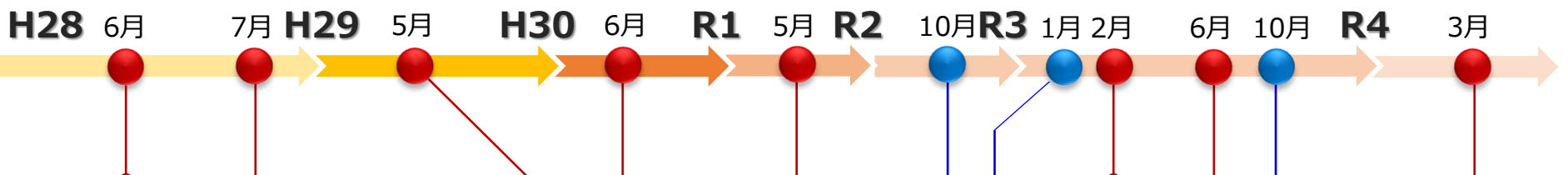
TEL 0595-63-11611

人々の暮らしを守り 自然を守り 川とともに生きる
木津川上流河川事務所



今までの経緯について

本協議会は、大規模水害および土砂災害に備え、河川管理者、県、市町等が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進することによって、**社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を継承・再構築すること**を目的とするものです。



第1回協議会

協議会規約(案)、幹事会規定(案)を作成し、減災のための**目標**を共有した。

○5年間で達成すべき目標

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模災害に対し「**逃がす・防ぐ・回復する**」ことを目指す。

※大規模災害・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

○目標達成にむけた取組方針

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取り組み
2. 氾濫時、土砂災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取り組み

第2回協議会

取組目標及び取組方針、**具体的な取組内容**を取りまとめた。

○目標を達成するための具体的な取組項目

第3回協議会

県管理区間の追加に伴い、協議会規約、幹事会規定、木津川上流部の取組方針を改定した。

第4回協議会

水防法の改正に伴い、協議会規約・幹事会規定を改定した。また、**奈良県及び三重県管理区間における取組方針**を追加した取組方針を取りまとめた。

第5回協議会

市町福祉部局の参画に伴い、協議会規約・幹事会規定を改定した。

第6回協議会・第7回協議会

淀川流域治水協議会を設立し、本協議会を木津川上流分会として位置づけることを承認した。

第8回協議会

鉄道事業者の参画に伴い、協議会規約、幹事会規定を改定した。また、**流域治水プロジェクトのとりまとめ**やテーマについて意見交換を行った。

第9回協議会・第10回協議会

減災のための取組方針及び具体的な取組内容について、**新5ヶ年の取組案**を提示し、意見交換を行った。また、**流域治水×グリーンインフラ**や**特定都市河川の登録**に関する情報を共有した。

第11回協議会

減災対策協議会次期5ヶ年(R3~R7)の取組方針を取りまとめた。**流域治水プロジェクトの充実**に向けた取組について情報を共有した。

木津川上流部の取組方針(H28～R2)

本協議会は、大規模水害および土砂災害に備え、河川管理者、県、市町等が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進することによって、**社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を継承・再構築すること**を目的としています。

■ 5年間で達成すべき目標※

※「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し、「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。

■ 目標達成に向けた取組方針

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組
2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組

取組方針の概要～概ね5年で実施した取組～

1) 水害に対する主な取組 (ハード対策)

赤字：5年間で進んだ主な取組

①洪水を河川内で安全に流す対策

- ・河川整備計画に基づく河川改修の実施
- ・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等

②危機管理型ハード対策に関する事項

- ・堤防天端の保護
- ・裏法尻の補強

③避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

- ・円滑かつ迅速な避難に資する施設のハード整備を行う
- ・水防団の円滑な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置を行う
- ・排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策を行う
- ・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置
- ・水防団の円滑な水防活動を支援するため、木津川、服部川、柘植川等を中心に危機管理型水位計や量水標等の設置を行う
- ・県管理区間における砂防施設の整備や急傾斜地崩壊対策、既存施設の維持修繕

2) 水害に対する主な取組 (ソフト対策)

※末尾に【奈良県】とつく取組は、奈良県管理区間の設定取組

①円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・避難勧告に着目した**タイムライン**を策定する
(あわせて県～市間のホットラインを構築)
- ・参加市町村による広域避難計画の策定を行う
- ・広域避難を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う
- ・わかりやすい洪水予報文の改良と運用
- ・地区別の発令情報、及び発令基準等の検討
- ・要援護者を考慮した避難勧告等発令基準の見直しを行う
- ・ダム警報局スピーカーの有効活用

②平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大外力を対象とした**洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図**の策定・公表を行う
- ・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う
- ・広域避難計画等を反映した**洪水ハザードマップ**の策定・周知を行う
- ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する
- ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備していく

- ・小中学校における水災害教育を実施する
- ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
- ・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する
- ・ダムの防災操作や放流連絡体制の周知を行う

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、**スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信**を行う
- ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線の普及(無線のデジタル化等)
- ・避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等
- ・防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため、水位計やCCTVカメラの情報を提供(配信)
- ・緊急放送をよりわかりやすく伝えるため、放送のあり方等の検討を行う
- ・豪雨等災害情報を市町村へよりわかりやすく伝えるため、電光表示板を用いた文字表示による情報提供を行う

④県～市町村間のホットラインの整備に関する事項【奈良県】

- ・**ホットライン構築による県市町村の連絡体制強化**、住民への情報提供の確実な実施

取組方針の概要～概ね5年で実施した取組～

赤字：5年間で進んだ主な取組

①円滑かつ迅速な避難のための取組（続き）

⑤避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項

- ・避難勧告等の発令基準の設定
- ・水位周知河川外における発令基準検討
- ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成更新
- ・タイムラインの作成及び更新の支援
- ・タイムラインに基づく訓練の実施

⑥ハザードマップの作成周知等に関する事項

- ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表
- ・洪水浸水想定区域図の水害ハザードマップへの反映
- ・改正水防法への理解促進、浸水実績図の公表に向けた仕組みづくり
- ・広域避難に向けた調整及び検討
- ・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの検討
- ・避難場所並びに避難経路の指定更新及び周知

- ・要配慮者利用施設の現状把握
- ・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援

⑦防災教育や防災知識の普及に関する事項

- ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- ・水害リスクの程度に応じた水災害意識啓発の広報（出前講座の実施）

⑧避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項

- ・リアルタイム情報の沿川住民への提供等
- ・簡易水位計、量水標、CCTV カメラの設置検討整備
- ・レーダ雨量計等の代替手段の利用（情報提供場所の理解促進）
- ・メッシュ情報の充実（さまざまな地理情報との重ね合わせ等）利活用の推進
- ・警報等における危険度を色分け表示（分かりやすい表示）

②被害軽減の取組

①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する
- ・毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所共同点検を行う
- ・迅速な水防活動を支援するため新技術を活用した水防資機材等の配備、水防資機材の全体配置計画の見直し（運搬ルート含む）を行う
- ・毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する
- ・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う

③水防活動の強化に関する事項

- ・水防団員や消防団員水防協力団体の募集指定を促進
- ・出動基準の必要性の再確認、基準整備
- ・水防団（消防団含む）との情報伝達訓練の実施
- ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（水防資材の点検管理含む）
- ・想定最大規模洪水を踏まえた浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の改善検討（自家発電装置等の耐水化など）
- ・想定最大規模洪水を踏まえた施設浸水を想定したBCP（業務継続計画）の検討

④水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項

- ・重要水防箇所の情報共有と関係市町等との共同点検の実施

取組方針の概要～概ね5年で実施した取組～

赤字：5年間で進んだ主な取組

③ 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

① 排水活動及び施設運用の強化に関する事項

- ・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した木津川上流域排水計画（案）を作成する
- ・ 排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施する
- ・ B C P（事業継続計画）を作成する

② 排水活動及び施設運用の強化に関する事項

- ・ 排水施設等の検討・整備
- ・ 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

③ 土地利用に関する事項

- ・ 浸水被害軽減地区の検討
- ・ 適切な土地利用の促進、周知

3) 土砂災害に対するソフト対策

① 土砂災害防止法に基づく事項

- ・ 基礎調査の実施
- ・ 基礎調査の公表
- ・ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定
- ・ 地域防災計画への反映
- ・ ハザードマップ作成

② 土砂災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・ 土砂災害警戒情報～避難勧告 タイムラインの作成
- ・ 地域避難計画（自治会単位）の作成
- ・ 避難勧告等の発令基準の見直し、客観化
- ・ わかりやすい情報提示手法の検討
- ・ 教育・啓発活動の実施
- ・ 災害予測手法、システムの整備
- ・ 「地域防災マップづくりワークショップ」に対する支援

③ 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項

- ・ 避難訓練（広域、自治会単位）の実施
- ・ 毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を行う

④ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項

- ・ B C P（事業継続計画）を作成する

4) 複合災害に対するソフト対策

① 複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・ 複合災害を対象とした被害想定等の検討を行い、複合災害の被害想定等を対象とした取組について進めていく

木津川上流部の取組方針の概要

■ 5年間（R3～R7）で達成すべき目標※

※「水災害意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し、引き続き「**逃がす・防ぐ・回復する**」ことにより減災する。

■ 目標達成に向けた取組方針

1. 逃げ遅れをなくす的確な避難行動のための取組
2. 氾濫時、土砂災害時及び複合災害時に人命と財産を守る災害活動の強化
3. 一刻も早く日常生活を回復するための取組

木津川上流部の取組方針の概要～概ね5年で実施する取組～

1) 水害に対する主な取組（ハード対策）

■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項

- ・河川整備計画に基づく河川改修の実施
- ・河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去等（多数の家屋や重要施設等の浸水が想定される区間の保全対策）
- ・川上ダム建設及び管理
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保（ダム管理区間における浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討、事前放流の実施、ダム再生の検討・ダム湖の堆砂除去）
- ・河川管理施設、砂防施設の長寿命化

■内水対策に関する事項

- ・雨水排水施設や雨水管きよ・下水管きよを活用した内水排除等の整備

■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

- ・排水施設の整備及び耐水化、庁舎の耐水対策

■流出抑制に関する事項（洪水、土砂、流木）

- ・調整池の整備（田んぼダムの整備、ため池の治水利用）
- ・森林の整備・保全

2) 水害に対する主な取組（ソフト対策）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・避難所における感染症対策
- ・避難情報の発令基準の見直し
- ・多機関連携型タイムラインの拡充（公共交通機関も参画したタイムライン策定）

■平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消）
- ・洪水ハザードマップの策定・周知
- ・内水ハザードマップの策定・周知
- ・小中学校における水災害教育を実施
- ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
- ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- ・ダムの防災操作や放流連絡体制の周知（地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知）
- ・関係機関が連携した情報伝達訓練を実施
- ・住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進
- ・住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有
- ・防災リーダー育成の支援を実施
- ・まるごとまちごとハザードマップを整備
- ・避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保（防災ステーション、防災拠点の整備）

■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・降雨予測や避難情報の提供の強化、洪水予測や水位情報の提供の強化（危機管理型水位計や量水標等の設置、河川監視用カメラの配置、浸水や停電の恐れのある観測所において、浸水・停電対策を実施、ダム放流設備の耐水化）

取組方針の概要(新5カ年計画R3～R7)～概ね5年で実施する取組～

② 氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
- ・復旧・復興を支える人材や資機材の確保
(水防資機材等の配備)
- ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施
- ・毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施
- ・毎年、水防団や地域住民が参加し重要水防箇所等水害リスクの高い箇所の共同点検を実施

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

■ 排水活動及び施設運用の強化に関する事項

- ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施
- ・水災害のBCP(事業継続計画)を作成

■ 土地利用に関する事項

- ・浸水被害軽減地区の検討、災害危険区域の検討
- ・適切な土地利用の促進及び周知、土地利用誘導、災害危険区域の指定

3) 土砂災害に対する主な取組(ハード対策)

■ 防災施設の整備等

- ・砂防堰堤の補修及び砂防堰堤の設置
- ・要配慮者利用施設、避難所の安全対策の強化

4) 土砂災害に対するソフト対策

■ 土砂災害防止法に基づく事項

- ・基礎調査の実施
- ・基礎調査の公表
- ・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)および土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定
- ・ハザードマップ作成

■ 土砂災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・避難情報の発令基準の見直し
- ・タイムラインの作成
- ・避難情報を対象者へ確実に届けるための災害情報の充実と整理
(災害予測手法・システムの整備、警戒レベルや危険度分布の表示等)

- ・土砂災害の教育、土砂災害対策事業の啓発活動の実施
- ・地区防災計画(自治会単位)の作成

■ 土砂による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項

- ・毎年、消防団や地域住民が参加し土砂災害リスクの高い箇所の共同点検を実施
- ・避難訓練(広域、自治会単位)の実施

■ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための復旧活動の取組に関する事項

- ・土砂災害に対するBCP(事業継続計画)を作成

5) 複合災害に対するソフト対策

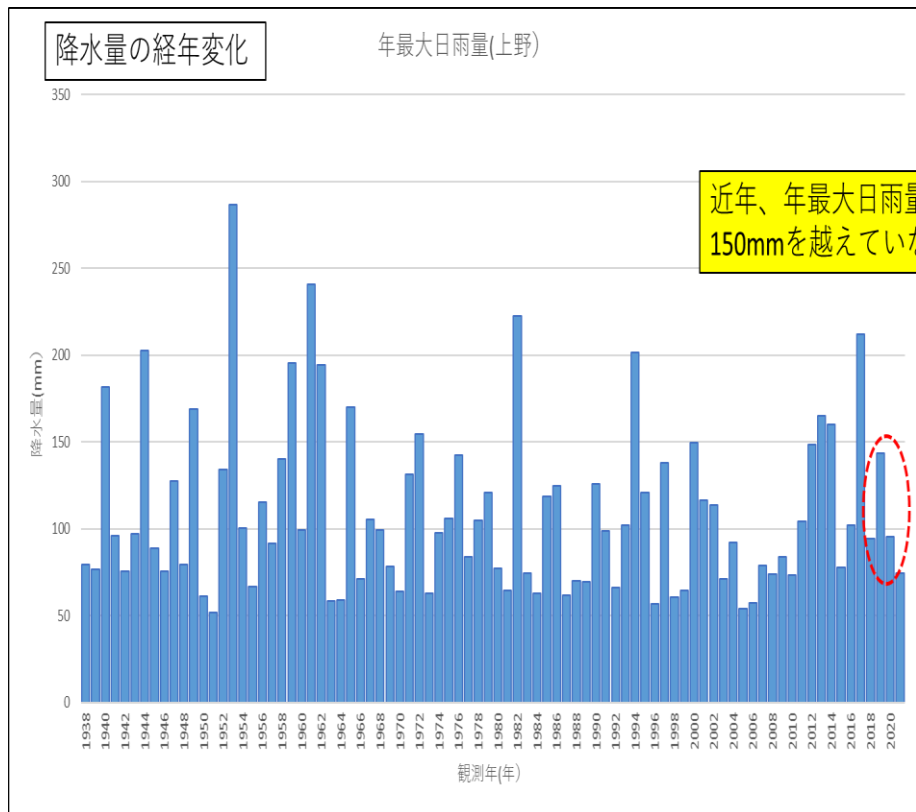
■ 複合災害に対する情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・土砂災害・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所などについて検討及び情報共有
- ・砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討

令和4年度重点事項(案)について

◆木津川上流部の取組方針（R4改定）における関連する取組等の取り扱い

近年、大規模な出水が無いなかでも「平時からの住民への周知・教育・訓練」に関する事項の重要性に変わりなく「避難に関する啓発活動について」の項目に着目



※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	○現状 と ●課題	
住民等への情報伝達の体制や方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線を整備している ○避難指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、自治体職員・消防団員等による巡回等により住民へ伝達する ○防災情報メール、防災ラジオにより情報を発信している ○降雨予測や洪水予測、水位に関する情報が充実してきている ●住民に対し切迫感が伝わっていない ●住民の防災意識・知識が十分でない ●豪雨時には、防災行政無線や広報車からの避難情報放送が聞こえにくい ●避難に資する情報を確実に発信する必要がある 	E
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の表示板を設置している ●高齢者に配慮した避難計画となっていない ●夜間などの避難指示発令時期のタイミングが難しい ●要配慮者などの避難誘導体制が確保されていない 	F
避難に関する啓発活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる自治体もある ●水害経験の無い世代への水防災意識の伝承が十分でない ●住民一人一人が避難について考える必要がある 	G

※表中のアルファベットは、概ね5年間を実施する取組内容（P17～25）の「課題の対応」対応

項目を表す。

※「水災害意識社会再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針より抜粋

令和4年度重点事項(案)について

「避難に関する啓発活動について(課題の整理番号G)」の主な取組となる以下の4つについて、実施率の向上、内容の深化を目指す

■木津川上流部における取組方針の見直しに伴う取組項目

○目標を達成するための具体的な取り組み ●:実施済み、◎:継続実施、○:実施予定、△:協力等、-:対象なし

具体的な取組の柱	課題の整理記号	目標時期	取組機関																	
			三重・京都圏域ブロック						奈良圏域ブロック				府県		国				水資源機構	
			津市	名張市	伊賀市	笠置町	南山城村	宇陀市	山添村	曾爾村	御杖村	三重県	京都府	奈良県	気象台	近畿地整	砂防事務所	紀伊山系	木津川ダム	
事項																				
主な内容																				
②平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項																				
想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等 氾濫想定区域図の策定・公表(水害リスク情報の空白域の解消)	A	H28年度から 順次実施	-	-	-	-	◎	-	-	-	◎	●	◎	-	-	◎	-	-		
洪水ハザードマップの策定・周知	D	H28年度から 順次実施	◎	◎	○	○	○	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
内水ハザードマップの策定・周知	D	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
小中学校における水災害教育を実施	G	H28年度から 順次実施	◎	◎	◎	△	○	△	△	○	-	-	△	◎	◎	◎	-	◎	-	△
妻配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進	F	H28年度から 順次実施	●	●	●	○	-	○	△	●	-	-	-	-	△	-	-	-		
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	F	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-		
ダムの防災操作や放流連整合体制の周知(地域住民へ避難の必要性やダム警報局スピーカーの周知)	E	引き続き実施	-	○	◎	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	△	-	◎	
関係機関が連携した情報伝達訓練を実施	F	H28年度から 順次実施	◎	◎	○	○	◎	◎	-	-	-	△	-	-	-	△	◎	-	△	
住民一人一人のマイタイムライン、マイ防災マップの作成促進	G	順次実施	○	◎	-	○	○	○	◎	-	○	-	△	△	-	-	-	-		
住民参加型の避難訓練の実施状況、今後の予定等の共有	G	順次実施	◎	◎	△	○	○	◎	○	◎	◎	-	-	△	△	△	-	△	-	△
防災リーダー育成の支援を実施	G	順次実施	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	◎	-	△	△	△	△	-	◎	-	
まるごとまちごとハザードマップを整備	E	H28年度から 順次実施	△	◎	●	●	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-		
避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合等の応急的な避難場所の確保(防災ステーション、防災拠点の整備)	D	順次実施	-	-	-	-	-	○	○	-	-	△	△	△	-	-	-	●	-	